

# 令和元年度 信州千曲ブランド認定商品リーフレット(パンフレット)作成業務委託 仕様書

## 1. 業務目的

平成 22 年度よりスタートした信州千曲ブランド認定商品について、市内外の方が興味を持ち、商品に対して強く印象付けることを目的とし、一般消費者向けリーフレットを作成する。

## 2. 業務内容

### (1) リーフレットの作成

企画・レイアウト・イラスト・図等の作成・撮影・編集・校正・版下・製版・印刷・製本・納品までの作業一式

(2) 本業務に必要な資料の収集、写真撮影などは受託者が行うものとし、当市は受託者の業務遂行に必要とする事項について協力する。

## 3. 当該リーフレットの用途

(1) 市外のイベント(販売会及び展示会など)での配付

(2) 千曲市民へ全戸配付、市内外の公共機関や観光案内所などへの設置

(3) 市内食品販売店のレジ横などへの設置

(4) 各種視察団体への配付

## 4. 規格

(1) 部 数 30,000 部

(2) サ イ ズ 持ち歩きに便利なサイズ(折り方も自由)

(3) 用 紙 本業務に適切な紙質

(4) 印 刷 オールカラー

(5) 掲載内容 下記事項は必ず掲載してください。

- ・信州千曲ブランド認定品及び認定マークの説明
- ・千曲市の紹介及び信州千曲ブランドのアピール(紹介)
- ・商品の紹介(商品の写真、商品の説明、価格、販売者情報など)
- ・販売場所が明記されたマップ

※上記以外に掲載したほうがよいと思われる情報については、提案または記載してください。

## 5. 事業費

1,000,000円以内(消費税含む)

## 6. 成果品

(1) リーフレット(パンフレット)

(2) 印刷入稿 PDF データ(CD-ROM)

(3) パンフレットの作成に伴い、入稿した各商品の JPG データ(CD-ROM)

※背面などを取り除いた場合は、その状態のデータとする。

(4) 信州千曲ブランド認定商品の集合した JPG データ(CD-ROM)

## 7. 納期及び納入場所

令和2年3月26日(木)正午

千曲市役所 3階 301会議室 21,000部

千曲市役所 3階 観光交流課 9,000部

## 8. 作成に当たっての留意事項

作成に当たっては、次の事項に留意すること。

### (1) 認定商品の写真に関する事項

- ①撮影に係る経費は、受託者が負担すること。
- ②認定商品は当市が用意します。
- ③原則全ての商品を撮影すること。しかし、前回と外観等全く変化がない場合は、この限りではありません。
- ④写真の撮影は、商品がおいしそうに見えるように心がけること。
- ⑤今回撮影された写真(成果品)は、今後千曲市及び信州千曲ブランド認定商品のPRのため使用します。

### (2) デザイン等に関する事項

- ①誰もが手に取りたくなるかつ目の引くデザインを心がけること。
- ②一般消費者へ向けた内容にすること。
- ③信州千曲ブランド認定商品は、141品目(35業者)を予定。  
※令和2年1月27日(月)に品目数及び業者数が確定の予定。確定次第、FAXにて通知いたします。
- ④仕様書を変更したい場合、必ず担当者と協議を行ってください。  
仕様書に掲載されている条件に達していない場合、審査を行わないことがあります。ご了承下さい。

## 9. その他

### (1) 著作権等の取扱い

- ①第三者が権利を有する著作物(写真等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- ②本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- ③成果品(データを含めて)に関する著作権は、全て千曲市に帰属するものとする。

### (2) 秘密保持等

- ①本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩を防ぎ、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- ②受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。
- ③この項目について受託者は、契約期間の終了後においても同様とする。

### (3) 業務の実施

作成業務の実施に当たっては、市と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その

指示に従い、誠実に業務を進めること。

(4) 仕様変更

受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ市と協議の上、承認を得ること。

(5) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項に、業務上発生した疑義については、両者の協議により業務を推進するものとする。